

別紙

宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務仕様書

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会

この仕様書は、下記の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定める。なお、仕様書の取り扱い、または、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、事務局の指示によるものとする。

1. 委託業務名

宇陀市地域公共交通総合連携計画策定業務
総合連携計画及び総合事業計画の策定業務
(平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業)

2. 背景・目的等

宇陀地域の公共交通としては、鉄道、バス、タクシーがあり、通勤、通学、通院、買い物等を主な目的とした生活に密着したものとなっている。

鉄道については、市内の東西を近鉄大阪線(市内3駅)が通っており、大阪、名古屋方面への移動を容易にしている。バス、タクシーについては、鉄道沿線の主要駅周辺を中心にバス、タクシー交通網(バス事業者:1社、タクシー事業者3社)が形成されているが、殆どの路線バスで不採算路線となっており、運行費の欠損に対しては、国、県、市による財政的な支援が行われている。その他に、市営有償バス(4路線)や過疎地有償バス(主体:社会福祉協議会)、廃止路線代替バス(主体:錦生地区運営協議会)等の有償運送や診療所バス、スクールバス等の無償送迎バスが運行されている。

しかしながら、少子高齢化、人口流出、モータリゼーションの普及等社会情勢の変化に伴い、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、財政的にも地域の生活交通を維持することが非常に困難となっている。

また、市内には、松山城址、佛隆寺、室生寺等の文化遺産や自然歩道や遊歩道等の観光スポットがあり、観光客等来訪者にとって利便性の高い公共交通の確立、高齢者社会到来による需要拡大への対応、環境問題への対応等、複雑かつ多様な課題が顕在化している。

宇陀市においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)が施行されたことに伴い、平成20年3月に「宇陀市地域公共交通総合連携計画」を策定しているものの、市内全域においてバランスのとれた地域公共交通の更なる充実が求められているため、既存バス路線等の再編成及び無償送迎バス等の活用等を検討し、それぞれ地域の実情にあった継続可能で効率的な公共交通システムを確立する

ことが重要となっている。

特に、室生区内については、山地地域に位置しており、居住する集落は山あいの谷筋に点在しているため、交通手段の確保が難しい状況となっているため、デマンド型交通等の新たな交通システムの構築を検討することが緊要な課題となっている。

これらの課題を踏まえて、本協議会で生活交通対策のあり方や具体的な事業・施策の検討を行い「宇陀市地域公共交通総合連携計画」及び「同総合事業計画」の見直しを行うものである。

3. 対象地域

宇陀市全域（必要に応じて周辺地域を含める）

4. 委託業務内容

既存の調査データ等や地域住民や交通関係事業者に対して、「現況調査」、「アンケート調査」、「ヒアリング調査」を実施して、現況の課題を整理・分析を行いながら生活交通に関する基本的な考え方、基本方針や当市にとって効果的な公共交通体系の再構築に向けた具体的な事業計画を決定する。

(1) 各種調査、分析及び評価

- ・地域特性の把握

(地理的条件、人口分布、医療施設、商業施設、観光施設等の地域公共施設等)

- ・公共交通実態及び需要の把握

(鉄道、路線バス、タクシー、市営有償バス、無償運送等)

モビリティ評価：路線バス、市営有償バス、無償送迎バス等

市民アンケート調査：約4,000世帯(約13,000世帯)を対象に調査

業者ヒアリング調査：近鉄、奈良交通、タクシー事業者等

- ・事例活用

(2) 総合事業計画の具体案

- ・室生区内におけるデマンド型交通システム構築案

事業案に係る採算・実現化方策の検討

- ・その他の地区における事業計画案

地域の実情に合った理想的な公共交通システムの検討

尚、プロポーザルの企画提案については、本仕様書の「2. 背景・目的等」に記載している市の現状を踏まえ、市内で保有している公共交通資源(有償、無償運送)を最大限に活用した具体的な事業計画案を提示すること。

(3) 各種報告書作成

- ・地域公共交通総合連携計画書及び総合事業計画書の策定

(4) 協議会(専門部会等)の運営支援(出席及び調整)

- ・協議会の開催毎に、事務局と事前打ち合わせ協議を実施

9 . その他事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

- 1) 当協議会及び宇陀市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て当協議会の保有個人情報であり、当協議会の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- 2) 委託期間の満了後は、当協議会より貸与された資料を返還するものとし、また、当協議会固有個人情報が記載された資料（電子媒体に記憶されたものを含む）を提出するものとする。

(2) 業務に関する調査並びに計画検討については、手法や内容について十分に協議し、進めること。

(3) 計画策定にあたっては、宇陀市総合計画及び既存の同総合連携計画との整合性を図るとともに、個別対策や諸条件・諸課題を考慮し、市の財政状況も勘案した実現可能な計画として策定すること。

10 . 担当部局

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会事務局 (宇陀市役所総務部企画課内) 電 話 : 0745 - 82 - 1362 FAX : 0745 - 82 - 3900 Eメール : kikaku@city.uda.lg.jp |
|-----|--|